

犯罪被害者等支援
連携のしおり



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

目 次

I 犯罪被害に関する相談窓口

- (1) 犯罪被害に関する総合的な相談窓口・・・・・・・・・・ 1
- (2) 性被害に関する相談窓口・・・・・・・・・・ 1
- (3) 男女間トラブル・家庭、職場内トラブルに
関する相談窓口・・・・・・・・・・ 2
- (4) 法的な手続きに関する相談窓口・・・・・・・・・・ 2
- (5) 精神的ケアに関する相談窓口・・・・・・・・・・ 3
- (6) 障がいに関する相談窓口・・・・・・・・・・ 3
- (7) 生活支援に関する相談窓口・・・・・・・・・・ 4
- (8) 交通事故に関する相談窓口・・・・・・・・・・ 4
- (9) 児童・青少年に関する相談窓口・・・・・・・・・・ 5
- (10) 高齢者に関する相談窓口・・・・・・・・・・ 6
- (11) インターネットに関する相談窓口・・・・・・・・・・ 6
- (12) 暴力団による被害に関する相談窓口・・・・・・・・・・ 6
- (13) 悪質商法等に関する相談窓口・・・・・・・・・・ 6
- (14) 加害者のことに関する相談窓口・・・・・・・・・・ 6
- (15) その他各種相談窓口・・・・・・・・・・ 7

II 各施策の概要

1 生活に関連する支援

- (1) 犯罪被害給付制度・・・・・・・・・・警察本部・・・・・・・・・・8
- (2) 裁判所や受診等の際の付添い支援・・・・・・・・いわて被害者支援センター 9
- (3) 日常生活支援
 - ① 母子家庭等日常生活支援事業・・・・・・・・保健福祉部・・・・・・・・9
 - ② 子育て支援
 - ・子育て短期支援事業・・・・・・・・保健福祉部・・・・・・・・10
 - ・特別保育事業・・・・・・・・保健福祉部・・・・・・・・10
 - ・ファミリー・サポート・センター・・保健福祉部・・・・・・・・11
 - ③ 介護支援・・・・・・・・保健福祉部・・・・・・・・11
 - ④ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度・・保健福祉部・・・・・・・・12

2 医療に関する施策

- (1) 医療費等の公費負担制度・・・・・・・・警察本部・・・・・・・・13
- (2) ひとり親家庭医療費助成制度・・・・・・・・保健福祉部・・・・・・・・13
- (3) 性犯罪被害者の医療費公費負担制度・・環境生活部・・・・・・・・14

3 住居に関する施策

- (1) 県営住宅優先入居制度・・・・・・・・県土整備部・・・・・・・・15
- (2) 犯罪被害者等の一時保護施設借上げに要する
経費の公費負担制度・・・・・・・・警察本部・・・・・・・・16
- (3) 一時保護制度
 - ① 婦人保護・・・・・・・・保健福祉部・・・・・・・・16
 - ② 児童の保護・・・・・・・・保健福祉部・・・・・・・・17

4 教育に関する施策

- (1) スクールソーシャルワーカーの配置・・・・教育委員会・・・・・・・・18
- (2) スクールカウンセラーの配置・・・・教育委員会・・・・・・・・18

5 再被害防止に関する施策

- (1) 再被害防止対策・・・・・・・・警察本部・・・・・・・・19
- (2) 指定被害者支援要員制度・・・・・・・・警察本部・・・・・・・・19
- (3) 被害者連絡制度・・・・・・・・警察本部・・・・・・・・20

6 その他の施策

- (1) 犯罪被害者等の自助グループへの参加・いわて被害者支援センター 21
- (2) (公財) 犯罪被害救援基金 警察本部 21
- (3) 日本財団 まごころ奨学金 警察本部 22
- (4) 電話相談とインターネット相談 盛岡いのちの電話 . . . 23
- (5) ①意見等聴取制度 保護観察所 23
 - ②心情等伝達制度 保護観察所 24
 - ③被害者等通知制度 保護観察所 24
 - ④相談・支援 保護観察所 25
- (6) 犯罪被害者法律援助 弁護士会 25
- (7) ①LGBT相談 男女共同参画センター . 26
 - ②男性相談 男女共同参画センター . 26
 - ③女性のための就労支援相談 男女共同参画センター . 26

I 犯罪被害に関する相談窓口一覧

〔注意〕特に記載のない限り、祝日・年末年始は対応しておりません。

相談の内容	相談窓口	電話番号 相談用アドレス	受付時間等
-------	------	-----------------	-------

(1) 犯罪被害に関する総合的な相談窓口

◎自分が悩んでいることについて、適切な相談窓口を教えてください	岩手県環境生活部 県民くらしの安全課 (犯罪被害者等支援総合案内窓口)	019-629-5331	平日 9:00~17:00
	市町村犯罪被害者等施策担当課 (総合的対応窓口)	市町村の電話番号	市町村の開設時間
◎犯罪被害の相談をしたい。 ◎病院や警察、裁判所などに付き添ってほしい。 ◎被害者、その家族の精神的ケアをしてほしい。 ◎犯罪被害者支援についての情報を知りたい。	公益社団法人 いわて被害者支援センター	019-621-3751	電話相談 平日 10:00~17:00
◎犯罪の被害を受けたが、どうしたらよいか分からない。 ◎犯罪被害者等給付金などの支援制度を知りたい。	岩手県警察本部 県民課被害者支援室	019-653-0110 police@pref.iwate.jp	24時間受付 平日9:00~17:45は、専門員 平日17:45~9:00、土・日・祝 は当直警察官
◎犯罪になるのか、犯罪にならないのかは分からないが、困っている。 ◎将来、なんらかの被害を受けるかもしれない。	警察安全相談 (県警本部)	#9110 019-654-9110	24時間受付 平日9:00~17:45は、専門員 平日17:45~9:00、土・日・祝 は当直警察官
	警察安全相談 (各警察署)	最寄りの警察署	

(2) 性被害に関する相談窓口

◎性犯罪の被害の相談をしたい。 ◎過去の被害による精神的な悩みを相談したい。	岩手県警察本部 性犯罪被害相談電話	0120-797874	24時間受付
	警察安全相談 (各署)	最寄りの警察署	24時間受付
	性犯罪被害相談電話全国共通 (警察)	#8103 (ハートさん)	24時間受付
	性暴力被害相談電話全国共通 (はまなすサポートセンター)	#8891 (はやくワンストップ)	平日 10:00~17:00
	岩手県性犯罪・性暴力被害者支援はまなすサポートセンター (いわて被害者支援センター)	019-601-3026	平日 10:00~17:00

(3) 男女間トラブル・家庭、職場内トラブルに関する相談窓口

◎ストーカー被害による相談や届出をしたい。	岩手県警察本部 生活安全企画課		019-653-0110	24時間受付 平日9:00~17:45は、専門員 平日17:45~9:00、土・日・祝 は当直警察官24時間受付
	警察安全相談（各署）		最寄りの警察署	
◎配偶者からの暴力（DV）交際相手（デートDV）の相談をしたい。	配偶者暴力相談支援センター	岩手県福祉総合相談センター	平日 019-629-9610 夜間・土日祝 019-652-4152	平日 9:00~16:00 夜間 17:45~21:40 土日祝 9:00~21:40 （一時保護対応）
		岩手県男女共同参画センター	019-606-1762	水・木・土・日・祝 9:00~16:00 火・金 13:00~20:00 ※祝日にあたる火・金はお休み
		各広域振興局 保健福祉環境部	最寄りの広域振興局	平日 8:30~17:00
		もりおか 女性センター	019-604-3304 メール相談アドレス soudan@sankaku-npo.jp	月・火・金 10:00~17:00 水・木 10:00~20:00
		女性の人権ホットライン （盛岡地方法務局）	0570-070-810	平日 8:30~17:15
◎職場でセクハラ被害にあっている。今後もあうかもしれないので相談したい。	岩手労働局雇用環境・均等室 セクハラ相談		019-604-3010	平日 9:00~17:00

(4) 法的な手続きに関する相談窓口

◎刑事手続きに関することを知りたい。	盛岡地方検察庁 被害者ホットライン	019-622-6236	平日 9:00~17:00
◎刑事裁判の流れを知りたい。 ◎少年事件の流れを知りたい。 ◎裁判所における被害者保護制度を知りたい。	盛岡地方裁判所 （盛岡家庭裁判所）	019-622-3165	平日 9:00~17:00
◎弁護士に相談したい、依頼したい。 ◎刑事事件の手續における被害者の権利について知りたい。 ◎無料の弁護士相談の情報を知りたい。 ◎損害賠償請求について知りたい。 ◎犯罪被害について理解のある弁護士を紹介してほしい。 ◎経済的に苦しく、弁護士を頼む費用がない。	岩手弁護士会 法律相談センター	019-623-5005	月~土（祝日除く） 10:00~15:00 （水は16:00~19:00も実施）
	日本司法支援センター 岩手地方事務所 （法テラス岩手）	050-3383-5546	平日 9:00~17:00
	日本司法支援センター 犯罪被害者支援ダイヤル	0570-079714 （サポートダイヤル）	平日 9:00~21:00 土 9:00~17:00 （祝日、年末年始を除く）
	市町村での無料法律相談	市町村の電話番号	日時是要問合せ
	岩手県男女共同参画センター（男女共同参画に関する法律相談）	019-606-1762	毎月第3木曜日 10:00~15:00

<p>◎法的手続に関する被害者支援全般</p> <p>◎被害届の提出、告訴、告発をしたい。</p> <p>◎被害者としての事情聴取に同行してほしい。</p> <p>◎不起訴にされた事件に関し検察審査会の申し立てをしたい。</p> <p>◎被害に遭った事件の刑事裁判傍聴に付き添ってほしい。</p> <p>◎犯罪被害者給付金申請の手続を代理してほしい。</p> <p>◎取材の整理や報道機関への対応を代理してほしい。</p>	<p>岩手弁護士会 法律相談センター</p>	<p>(代表) 019-623-5005</p>	<p>平日 9:00~17:00 相談は、月~土曜日 10:00~15:00 水曜は 16:00~19:00</p>
	<p>日本司法支援センター 岩手地方事務所 (法テラス岩手)</p>	<p>(代表) 050-3383-5546</p>	<p>平日 9:00~17:00</p>

(5) 精神的ケアに関する相談窓口

<p>◎犯罪被害や後遺症による心の悩みを相談したい。</p> <p>◎心の健康に関する相談や情報の提供を受けたい。</p>	<p>公益社団法人いわて被害者支援センター</p>	<p>019-621-3751</p>	<p>電話相談 平日 10:00~17:00</p>
	<p>岩手県警察本部 県民課被害者支援室</p>	<p>019-653-0110 police@pref.iwate.jp</p>	<p>24時間受付 平日 9:00~17:45は、専門員 平日 17:45~9:00、土・日・祝は当直警察官</p>
	<p>岩手県精神保健福祉センター</p>	<p>019-629-9617</p>	<p>平日 9:00~16:30</p>
	<p>社会福祉法人 盛岡いのちの電話</p>	<p>【盛岡いのちの電話】 019-654-7575</p>	<p>月~土 12:00~21:00 日 12:00~18:00</p>
		<p>【自殺予防いのちの電話】 0120-783-556 (フリーダイヤル)</p>	<p>毎月10日、24時間 8:00~翌朝8:00</p>
	<p>県内の各保健所</p>		<p>平日 9:00~17:00</p>
<p>こころの相談センター（岩手大学人文社会科学部）</p>	<p>019-621-6848 ※面談は有料で電話予約が必要です。電話相談は行っていません。</p>	<p>月~金 10:30~12:30</p>	
<p>◎同じような事件・事故の被害者（遺族）に思いを聞いてもらいたい。アドバイスを受けたい。（自助グループの紹介）</p>	<p>公益社団法人 いわて被害者支援センター</p>	<p>019-621-3751</p>	<p>電話相談 平日 10:00~17:00</p>

(6) 障がいに関する相談窓口

<p>◎犯罪被害により障がい者になった際の相談や情報提供をしてほしい。</p> <p>◎障がい者が犯罪被害にあった場合の情報提供をしてほしい。</p>	<p>岩手県障がい者 110番相談室</p>	<p>019-639-6533 soudan110@iwashi.n.or.jp</p>	<p>月~水、金 10:00~15:00 (第3金曜、祝祭日除く) 木 15:00~20:00 第3土 10:00~15:00</p>
	<p>広域振興局等 福祉担当課</p>	<p>各機関の電話番号</p>	<p>平日 9:00~17:00</p>
<p>◎身体障害者手帳の交付を受けたい。</p>	<p>市町村福祉担当課</p>	<p>市町村の電話番号</p>	<p>市町村の開設時間</p>

(7) 生活支援に関する相談窓口

◎犯罪被害者等給付金の申請をしたい。	岩手県警察本部 県民課被害者支援室	019-653-0110	平日 9:00~17:45
◎犯罪によって死亡したり、重傷病を受けた人の子弟が、就学のための奨学金を受けたい。	公益財団法人 犯罪被害救援基金	03-5226-1021	平日 10:00~16:00
	日本財団 まごころ奨学金	03-6229-5111	平日 9:00~17:00
◎犯罪被害により住居を移らなければならないので、公営住宅へ入居したい。	岩手県県土整備部 建築住宅課	019-629-5931	平日 9:00~17:00
	市町村住宅担当課	各機関の電話番号	市町村の開設時間
◎県営住宅の優先入居制度について知りたい。	岩手県県土整備部 建築住宅課	019-629-5931	平日 9:00~17:00
◎労働に関するさまざまな問題を相談したい。	岩手労働局 総合労働相談コーナー	019-604-3002 0120-980-783	平日 9:00~17:00
◎犯罪被害により母子家庭、寡婦になり、経済的な援助を受けたい。 ◎母子家庭の修学資金貸付制度について知りたい。	広域振興局等 福祉担当課	各機関の電話番号	平日 9:00~17:00
	市町村福祉担当課	市町村の電話番号	市町村の開設時間
◎犯罪被害により収入が無くなり、生活が困窮している。 ◎生活保護について知りたい。	広域振興局等 福祉担当課	各機関の電話番号	平日 9:00~17:00
	各市福祉事務所 町村福祉担当課	各福祉事務所、町村の電話番号	各機関の開設時間

(8) 交通事故に関する相談窓口

◎交通事故について相談したい。	岩手県立 県民生活センター	019-624-2244	平日 9:00~17:30
◎交通事故対策について相談したい。	一般社団法人 岩手県交通安全協会	019-652-4597	平日 9:00~17:30
◎交通事故示談について相談したい。 ◎賠償請求額の算定、損害の請求方法等を知りたい。	公益財団法人 日弁連交通事故 相談センター岩手支部	019-623-5005	平日 9:00~17:00
◎交通事故により死亡または重度後遺障が残ったので、子どもの育成資金について相談したい。 ◎交通事故により寝たきりの状態になったので、介護料などについて相談したい。	独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) 岩手支所	019-652-5101 NASVA交通事故被害 者ホットライン 0570-000738	平日 9:00~17:00
◎交通事故に関して相談したい。 ◎その他損害保険に関して相談したい。	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター東北	022-745-1171 0570-022-808 (ナビダイヤル)	平日 9:15~17:00 平日 9:15~17:00
◎交通事故遺児への育成資金の支給を受けたい。	公益財団法人 交通遺児育成基金	0120-163611 03-5212-4511 info1@kotsuiji.or.jp	平日 9:00~17:00

◎交通事故遺児等への奨学金の貸与を受けたい。	公益財団法人 交通遺児育英会 (奨学課)	0120-52-1286 (代)03-3556-0771	平日 9:00~17:30
◎同じような事件・事故の被害者(遺族)に思いを聞いてもらいたい。アドバイスを受けたい。(自助グループの紹介)	公益社団法人 いわて被害者支援センター	019-621-3751	電話相談 平日 10:00~17:00

(9) 児童・青少年に関する相談窓口

◎児童虐待について通報、相談をしたい。 ◎被害児童を保護してほしい。	児童相談所	【虐待対応ダイヤル】 189 (いちはやく)	24時間受付 夜間・休日も対応 ※最寄りの児童相談所につながります。
	岩手県福祉総合相談センター	019-629-9604	24時間受付 夜間・休日も対応
	子ども家庭テレフォン	019-652-4152	毎日 9:00~21:40 (年末年始除く)
	児童相談所	【一関】 0191-21-0560 【宮古】 0193-62-4059	8:30~17:00 ただし、夜間・休日は当直員が対応
	広域振興局等福祉担当課 市町村児童福祉担当課	各機関、市町村の電話番号	平日 9:00~17:00 各機関の開設時間
◎被害少年の立ち直りを支援してほしい。 ◎被害少年のカウンセリングをしてもらいたい。	ヤング・テレホン・コーナー (岩手県警察本部少年課)	【警察本部】 019-651-7867 【県南サポートセンター】 0197-65-2400	平日 9:00~17:45
◎学校生活での悩みを相談したい。	「ふれあい電話」相談 (岩手県立総合教育センター)	0198-27-2331	平日 9:00~17:00
	教育事務所	【盛岡】 019-629-6745 【中部】 0198-22-4981 【県南】 0191-26-1419 【沿岸南部】 0192-27-9910 【宮古】 0193-64-2222 【県北】 0194-53-4991	
◎学校でのいじめを相談したい。	・24時間子供SOSダイヤル ・岩手県いじめ相談電話 (岩手県教育委員会)	0120-0-78310 019-623-7830 fureai@pref.iwate.jp	24時間受付 夜間・休日でも対応

◎子育てや家庭教育に関する悩みを相談したい。	すこやかダイヤル (岩手県立生涯学習推進センター)	0198-27-2134 (FAX兼用) http://www2.pref.iwate.jp/~hp1595/soudanshien/sukoya-kadaiyaru.html	平日10:00~17:00 祝日を除く その他はFAX受付 メール相談は随時受付
------------------------	------------------------------	--	---

(10) 高齢者に関する相談窓口

◎高齢者やその家族が医療・福祉・法律・認知症など、さまざまな悩みを相談したい。	岩手県高齢者総合支援センター (シルバー110番)	0120-84-8584	平日 9:00~17:00
◎介護が必要になったので相談したい。 ◎その他高齢者に関する相談	市町村包括支援センター	市町村の電話番号	市町村の開設時間

(11) インターネットに関する相談窓口

◎インターネットによる詐欺、架空請求による被害を相談したい。	岩手県警察本部 サイバー犯罪対策課	019-653-0110	24時間受付 平日9:00~17:45は、専門員 平日17:45~9:00、土・日・祝は当直警察官 メール相談は随時受付
--------------------------------	----------------------	--------------	---

(12) 暴力団による被害に関する相談窓口

◎暴力団による嫌がらせや犯罪について相談したい。 ◎暴力団に対する訴訟費用について相談したい。	公益財団法人 岩手県暴力団追放推進センター	019-624-8930	平日 9:00~17:00
--	--------------------------	--------------	---------------

(13) 悪質商法等に関する相談窓口

◎悪質商法について相談したい。 ◎多重債務について相談したい。	岩手県立県民生活センター	019-624-2209	平日 9:00~17:30 土・日 10:00~16:00
	盛岡市消費生活センター	019-624-4111	平日 9:00~16:00
	市町村消費生活相談窓口	市町村の電話番号	市町村の開設時間

(14) 加害者のことに関する相談窓口

◎加害者の刑務所からの仮釈放や少年院からの仮退院について意見を述べたい。 ◎保護観察中の加害者に気持ちや意見を伝えたい。 ◎加害者に関する情報を知りたい。 ◎被害を受けたことによる悩みや不安を相談したい。	盛岡保護観察所 被害者担当	【被害者専用】 019-624-3433	平日 8:30~17:15
---	------------------	-------------------------	---------------

(15) その他各種相談窓口

<p>◎性自認や性的指向を理由として、困難な状況に置かれている等の相談をしたい。</p>	<p>岩手県男女共同参画センター</p>	<p>【LGBT相談】 019-601-6891</p>	<p>火・金 16:00~20:00 祝日にあたる火・金はお休み</p>
<p>◎男性相談員に相談したい</p>		<p>【男性相談】 019-606-1762</p>	<p>毎月第2・第4土曜日 10:00~13:00 電話・面接相談（要予約）</p>
<p>◎就業中の悩みを相談したい。 ◎就業に向けて情報が欲しい。</p>		<p>【女性のための就労支援相談】 019-601-6891</p>	<p>水・木・日 9:00~16:00 電話・面接相談 （面接相談は要予約）</p>

II 各施策の概要

1 生活に関連する支援

支援項目	1-(1) 犯罪被害給付制度													
実施主体	県公安委員会 〒020-8540 盛岡市内丸8-10 TEL 019-653-0110 (代表) 警務部県民課 被害者支援室 内線2202～2204													
県の関係課等	各警察署警務課 被害者支援係													
支援内容	<p>1 支援の概要</p> <p>通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた方の遺族、重傷病または障害が残るなど、重大な被害を受けた方に対して給付金を支給し、精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。</p> <p>[給付金の種類と受給資格者] (平成30年4月改正)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> <th>受給資格者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遺族給付金</td> <td>犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額</td> <td> 受給資格者とその順位 ・①配偶者 ・被害者の収入によって生計を維持していた被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹 ・前記に該当しない被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹 </td> </tr> <tr> <td>重傷病給付金</td> <td>医療費※の自己負担額と休業損害を考慮した額の合算額 (上限120万円)</td> <td> 重傷病(加療1か月以上かつ入院3日以上、精神疾患については加療1か月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病)を負った被害者本人 ※負傷又は疾病にかかった日から3年間における保険診療に係る医療費 </td> </tr> <tr> <td>障害給付金</td> <td>18万円～3,974.4万円</td> <td> 障害※の残った被害者本人 ※法令で定める程度の障がい </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 支給額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者の年齢や就労による収入に基づき算定されます。 親族による犯罪や被害者にも原因があるときには、給付金の全部又は一部が支給されない場合があります。 公的補償や損害賠償を受けた場合には、その額と給付金とが調整されます。 		種類	金額	受給資格者	遺族給付金	犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額	受給資格者とその順位 ・①配偶者 ・被害者の収入によって生計を維持していた被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹 ・前記に該当しない被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹	重傷病給付金	医療費※の自己負担額と休業損害を考慮した額の合算額 (上限120万円)	重傷病(加療1か月以上かつ入院3日以上、精神疾患については加療1か月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病)を負った被害者本人 ※負傷又は疾病にかかった日から3年間における保険診療に係る医療費	障害給付金	18万円～3,974.4万円	障害※の残った被害者本人 ※法令で定める程度の障がい
種類	金額	受給資格者												
遺族給付金	犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額	受給資格者とその順位 ・①配偶者 ・被害者の収入によって生計を維持していた被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹 ・前記に該当しない被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹												
重傷病給付金	医療費※の自己負担額と休業損害を考慮した額の合算額 (上限120万円)	重傷病(加療1か月以上かつ入院3日以上、精神疾患については加療1か月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病)を負った被害者本人 ※負傷又は疾病にかかった日から3年間における保険診療に係る医療費												
障害給付金	18万円～3,974.4万円	障害※の残った被害者本人 ※法令で定める程度の障がい												
備考	<ul style="list-style-type: none"> 申請後、公安委員会による調査を経た上で裁定が行われますので、給付金支給までに時間を要します。 加害者側との示談等により、損害賠償請求権を放棄した場合、給付金は支給されません。 													

支援項目	1-(2) 裁判所や受診等の際の付添い支援
実施主体	(公社) いわて被害者支援センター 〒020-0021 盛岡市中央通三丁目10-2 岩手県立県民生活センター2F TEL 019-621-3751 (事件・事故) TEL 019-601-3026 (性暴力) FAX 019-613-3754 事務局 019-621-3750 URL http://www.iwate-vsc.jp (ホームページ) メール相談 (24時間受付) ホームページの相談専用フォームからご相談ください。
県の関係課等	警察本部 警務部県民課 被害者支援室 TEL 019-653-0110(代表) 内線2202~2204
支援内容	1 支援の概要 犯罪や交通事故などの被害を受けた方に対して、裁判所への証人出廷、裁判の傍聴、病院受診など、必要に応じて、付添いも行っています。 2 費用負担 付添い支援は、無料です。 3 利用手続 予約が必要となりますので、予め(公社)いわて被害者支援センターにご連絡ください。
備考	(公社)いわて被害者支援センターでは、電話で話を伺ったうえで、面接相談も実施しています。 面接相談は予約制、無料。

支援項目	1-(3)-① 日常生活支援(母子家庭等日常生活支援事業)
実施主体	県((社) 岩手県母子寡婦福祉連合協会に委託して実施) (社) 岩手県母子寡婦福祉連合協会 〒020-0015 盛岡市本町通三丁目19-1 岩手県福祉総合相談センター3F TEL/FAX 019-623-8539 相談電話 019-654-9838 E-mail iwate.boshikyo@crest.ocn.ne.jp
県の関係課等	保健福祉部子ども子育て支援室 次世代育成担当 TEL 019-629-5456 FAX 019-629-5464
支援内容	1 支援の概要 支援が必要な世帯に家庭生活支援員の派遣等を行い、必要な介護や乳幼児の保育等を行います。 詳しくは、市町村の福祉担当課又は県母子寡婦福祉協会市町村支部にお問い合わせください。 2 対象となる世帯 次のいずれかに該当し、日常生活を営むのに支障がある世帯 (1) 母子家庭の母子 (2) 父子家庭の父子 (3) 寡婦 3 支援の内容 乳幼児の保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、買い物、医療機関等との連絡、その他必要な用務 4 費用 所得に応じて、利用料の負担があります。 5 利用手続 (1) 市町村に家庭生活支援員の派遣等の希望を提出します。 (申請は、市町村の福祉担当課を通じて行います。) (2) 家庭生活支援員の派遣を必要とするときは、県母子寡婦福祉協会の市町村支部に連絡します。 (3) 連絡を受けた協会の各市町村支部が家庭生活支援員の派遣等を行います。

支援項目	1－(3)－② 子育て支援（子育て短期支援事業）
実施主体	各市町村児童福祉主管課
県の関係課等	保健福祉部子ども子育て支援室 子育て支援担当 TEL 019-629-5460 FAX 019-629-5464
支援内容	<p>1 支援の概要 保護者の疾病等により、家庭で児童の養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等の児童福祉施設で一定の期間、養育、保護します。</p> <p>2 利用対象 児童の養育が困難になった家庭であって、他に養育する者がいない場合及び緊急的に保護を必要とする母子等で、市町村長が認めた場合</p> <p>3 支援内容 (1) ショートステイ事業 保護者の疾病、冠婚葬祭、事故、出張、看護等に対応し、児童を一時保護します。 (2) トワイライト事業 保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭において、児童を養育することが困難となった場合、その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供を行います。</p> <p>4 実施施設 児童養護施設、乳児院等で本事業が可能な児童福祉施設</p> <p>5 費用負担 所得に応じて、費用の負担があります。また、市町村によって負担が異なりますので、担当課にお問い合わせください。</p>

支援項目	1－(3)－② 子育て支援（特別保育事業（一時預かり、休日保育等））
実施主体	各市町村 児童福祉主管課、各保育所
県の関係課等	保健福祉部子ども子育て支援室 子育て支援担当 TEL 019-629-5460 FAX 019-629-5464
支援内容	<p>1 支援の概要 保護者の急病等により、保育所において、緊急時の保育、一時的な需要に対応した保育を行います。 なお、日曜、祝日等に保育を行う休日保育もあります。</p> <p>2 費用負担 所得に応じて、費用の負担があります。</p> <p>3 利用手続 各市町村児童福祉主管課を通じて、又は各保育所に直接依頼します。</p> <p>4 その他 地域全体で子育てを支援する「地域子育て支援拠点事業」において、育児不安等についての相談指導、地域の保育に関する情報提供などの支援を行っています。 実施箇所や活動内容については、市町村によって異なりますので、各市町村児童福祉主管課、各保育所などにお問い合わせください。</p>

支援項目	1-(3)-② 子育て支援（ファミリー・サポート・センター）
実施主体	市町村 各市町村の児童福祉担当課又はファミリー・サポート・センター
県の関係課等	保健福祉部子ども子育て支援室 子育て支援担当 TEL 019-629-5460 FAX 019-629-5464
支援内容	<p>1 支援の概要 地域において、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。ファミリー・サポート・センターでは、育児の援助について、連絡調整を行っています。</p> <p>2 援助の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育施設までの子どもの送迎 ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後に、子どもを預かる ・夏休みや学校行事の際に、子どもを預かる ・保護者の病気や急用の際に、子どもを預かる ・冠婚葬祭や買い物等の外出の際に、子どもを預かるなど <p>3 支援の要件 利用には、ファミリー・サポート・センターに登録が必要です。 市町村によって、子どもの対象年齢が異なります。</p> <p>4 費用負担 市町村によって、利用料金が定められています。</p> <p>5 利用手続 市町村の児童福祉主管課又は各地域のファミリー・サポート・センターで登録のうえ、利用申込みを行います。</p>

支援項目	1-(3)-③ 介護支援（地域包括支援センター）
実施主体	市町村（介護保険者） 各市町村の介護福祉担当課の直営又は市町村から委託を受けた社会福祉法人、医療法人等
県の関係課等	保健福祉部長寿社会課 高齢福祉担当 TEL 019-629-5436 FAX 019-629-5439
支援内容	<p>1 支援の概要 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の抱える悩み、介護等について、福祉や介護の専門家が電話や面接による相談などの支援を行っています。</p> <p>2 支援の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者に関する幅広い相談 (2) 介護、医療、福祉、保健など、様々な制度や地域の社会資源の紹介 (3) 介護予防ケアプランの作成 (4) 高齢者の権利擁護に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の活用促進 ・高齢者虐待への対応 ・消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図る。 <p>3 費用負担 無料</p> <p>4 利用手続 市町村の介護福祉主管課又は各地域包括支援センターにお問い合わせください。</p>

支援項目	1－(3)－④ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度													
実施主体	県保健福祉部子ども子育て支援室 次世代育成担当 TEL 019-629-5456													
県の関係課等	○盛岡広域振興局保健福祉環境部 TEL 019-629-6567 ○県南広域振興局保健福祉環境部 TEL 0197-22-2831 ○花巻保健福祉環境センター TEL 0198-22-4921 ○一関保健福祉環境センター TEL 0191-26-1415	○沿岸広域振興局保健福祉環境部 TEL 0193-25-2702 ○宮古保健福祉環境センター TEL 0193-64-2218 ○大船渡保健福祉環境センター TEL 0192-27-9913 ○県北広域振興局保健福祉環境部 TEL 0194-53-4987 ○二戸保健福祉環境センター TEL 0195-23-9217												
支援内容	1 支援の概要 ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉を増進することを目的として、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。 【貸付金の種類】 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 事業開始資金</td> <td style="width: 33%;">2 事業継続資金</td> <td style="width: 33%;">3 技能習得資金</td> </tr> <tr> <td>4 修業資金</td> <td>5 就職支度資金</td> <td>6 医療介護資金</td> </tr> <tr> <td>7 生活資金</td> <td>8 住宅資金</td> <td>9 転宅資金</td> </tr> <tr> <td>10 就学支度資金</td> <td>11 結婚資金</td> <td>12 修学資金</td> </tr> </table> <p>※貸付金の限度額等は県のホームページをご覧ください。 http://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/fukushi/jidou/1003880/1003884.html</p> 2 支援額の算定方法 貸付申請後、借受資格の有無や償還方法の妥当性、保証人の適否等について確認するため、面接調査及び実地調査を実施し、それらの調査結果を基に、貸付審査会を実施して貸付額を決定します。		1 事業開始資金	2 事業継続資金	3 技能習得資金	4 修業資金	5 就職支度資金	6 医療介護資金	7 生活資金	8 住宅資金	9 転宅資金	10 就学支度資金	11 結婚資金	12 修学資金
1 事業開始資金	2 事業継続資金	3 技能習得資金												
4 修業資金	5 就職支度資金	6 医療介護資金												
7 生活資金	8 住宅資金	9 転宅資金												
10 就学支度資金	11 結婚資金	12 修学資金												
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市にお住まいの方は、盛岡市子ども未来部が相談窓口となります。 ・盛岡市以外にお住まいの方については、お住まいの地域を所管する広域振興局が相談窓口となりますが、貸付申請は居住する市町村を経由してご提出ください。 													

2 医療に関する施策

支援項目	2-(1) 医療費等の公費負担制度															
実施主体	○県警察本部 〒020-8540 盛岡市内丸8-10 TEL 019-653-0110 (代表) 警務部県民課 被害者支援室 内線2202~2204 ○第二管区海上保安本部 〒985-8507 塩釜市貞山通3-4-1 TEL 022-363-0111 ○釜石海上保安部 〒026-0012 釜石市魚河岸1-2 TEL 0193-22-3820 ○宮古海上保安署 〒027-0006 宮古市鍬ヶ崎下町2-33 TEL 0193-62-6560															
県の関係課等	各警察署															
支援内容	<p>1 支援の概要</p> <p>身体に対する故意の犯罪により、負傷されたり、亡くなられた場合に、医療費用等の一部を公費で負担し、被害者の方々の経済的な負担を軽減します。 なお、海上犯罪における身体犯や海上交通死傷事故等の被害者の遺族に対する支援は、管轄の海上保安部にお問い合わせください。</p> <p>2 支援の内容 (警察の場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>ご家族を亡くされた場合</td> <td>・死体検案書料 ・司法解剖後の遺体搬送費用</td> </tr> <tr> <td>傷害等を負われた場合</td> <td>・診断書料とそれに伴う診察料</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">性犯罪の被害に遭われた場合</td> <td>・初診料</td> </tr> <tr> <td>・緊急避妊投薬料</td> </tr> <tr> <td>・人口妊娠中絶費</td> </tr> <tr> <td>・性感感染症検査費 ・鑑定資料採取費</td> </tr> <tr> <td>犯罪被害により精神的負担を負った場合</td> <td>・カウンセリング経費</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自宅が犯罪被害の現場となった場合等</td> <td>・一時保護施設借上費</td> </tr> <tr> <td>・犯罪被害現場ハウスクリーニング経費</td> </tr> </table> <p>3 手続</p> <p>被害に遭われ、警察に被害を届け出た場合に、各警察署を通じて申請します。 なお、警察に被害届を提出される前に、自費で診断書を取られたり、医療機関に受診された場合には、公費による負担ができなくなる場合があります。また、被害者の方に不適切な行為がある場合等には、公費負担できない場合もあります。</p>		ご家族を亡くされた場合	・死体検案書料 ・司法解剖後の遺体搬送費用	傷害等を負われた場合	・診断書料とそれに伴う診察料	性犯罪の被害に遭われた場合	・初診料	・緊急避妊投薬料	・人口妊娠中絶費	・性感感染症検査費 ・鑑定資料採取費	犯罪被害により精神的負担を負った場合	・カウンセリング経費	自宅が犯罪被害の現場となった場合等	・一時保護施設借上費	・犯罪被害現場ハウスクリーニング経費
ご家族を亡くされた場合	・死体検案書料 ・司法解剖後の遺体搬送費用															
傷害等を負われた場合	・診断書料とそれに伴う診察料															
性犯罪の被害に遭われた場合	・初診料															
	・緊急避妊投薬料															
	・人口妊娠中絶費															
	・性感感染症検査費 ・鑑定資料採取費															
犯罪被害により精神的負担を負った場合	・カウンセリング経費															
自宅が犯罪被害の現場となった場合等	・一時保護施設借上費															
	・犯罪被害現場ハウスクリーニング経費															

支援項目	2-(2) ひとり親家庭医療費助成制度	
実施主体	保健福祉部 健康国保課国保担当 TEL 019-629-5477、5479 FAX 019-629-5474	
県の関係課等	各市町村の医療費助成担当	
支援内容	<p>1 支援の概要</p> <p>配偶者のない者で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している方及びその児童と、父母のいない児童などに対して、医療保険各法に基づく自己負担額の一部が助成されます。 ただし、扶養義務者等の所得が一定額以上の場合は、助成を受けることができません。 各市町村で対象者の範囲や所得制限額及び助成対象額が異なりますので、詳しくは各市町村の医療費助成担当にお問い合わせください。</p> <p>2 支援の内容</p> <p>保険が適用された医療費の自己負担額のうち、医療機関ごとに入院は1カ月5,000円、外来は1カ月1,500円の範囲内で受給者が負担（受給者負担額）し、当該負担額を超えた額が助成されます。</p>	

支援内容	<p>ただし、入院時の食事代や差額ベッド代などの医療保険の保険対象外費用については、助成の対象となりません。</p> <p>なお、3歳未満児、受給者又は主たる生計維持者が市町村民税非課税の場合には、自己負担はありません。</p> <p>3 利用手続</p> <p>各市町村の医療費助成窓口で申請手続を行い、受給者証の交付を受けてください。</p> <p>4 利用の流れ</p> <p>中学生以下の方が医療機関にかかった際は、受給者証と保険証を医療機関の窓口へ提出し、受給者負担額を支払います。</p> <p>高校生以上の方が医療機関にかかった際は、受給者証と市町村から配布される給付申請書を保険証に添付して、医療機関の窓口へ提出し（提出は月の初回の受診時のみ）、自己負担額を支払いますと、後日支払った金額（助成額）が市町村から払い戻されます。</p> <p>ただし、県外の医療機関に受診した場合や、受診した月に給付申請書を提出しなかった場合には、市町村の担当窓口を通じて手続を行うことになります。</p>
------	--

支援項目	2 - (3) 性犯罪被害者の医療費公費負担制度										
実施主体	環境生活部県民くらしの安全課 犯罪被害者等支援総合案内窓口 TEL 019-629-5331 FAX 019-629-5279										
相談窓口	はまなすサポートセンター（公益社団法人 いわて被害者支援センター） TEL 019-601-3026										
支援内容	<p>1 支援の概要</p> <p>強姦性交等・強制わいせつ等刑法上の性犯罪に相当する行為（未遂及び致傷を含む。）を受けた被害者の精神的・身体的・経済的負担を軽減し、その健康の回復を図るため、以下に定める対象者について、産婦人科及び精神科の受診並びに保険薬局の利用に要した自己負担相当額を負担します。</p> <p>2 支援の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">診療科</th> <th style="width: 40%;">対象者</th> <th style="width: 40%;">公費負担する費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産婦人科</td> <td>性犯罪に相当する被害後概ね6か月以内の者</td> <td>検査料及び処置料、緊急避妊処置料、人工妊娠中絶手術料、薬剤料</td> </tr> <tr> <td>精神科</td> <td>性犯罪に相当する被害後概ね2年以内であり、精神科に通院中でない者</td> <td>検査料、通院精神療法費、薬剤料 ※ 初回から3回分まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他</p> <p>当該公費負担の対象から次に掲げる者は除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 岩手県外に居住する者 (2) 岩手県警察が実施する医療費公費負担の対象となっている者 (3) 加害者を利する関係にある者 (4) 性犯罪による被害を容認し、又は誘発などしていた者 (5) 医療費の公費負担を希望しない者 (6) 加害者又はその関係者から医療費の支払いを受けた者 (7) その他、医療費を公費負担することが不適切と認められる者 		診療科	対象者	公費負担する費用	産婦人科	性犯罪に相当する被害後概ね6か月以内の者	検査料及び処置料、緊急避妊処置料、人工妊娠中絶手術料、薬剤料	精神科	性犯罪に相当する被害後概ね2年以内であり、精神科に通院中でない者	検査料、通院精神療法費、薬剤料 ※ 初回から3回分まで
診療科	対象者	公費負担する費用									
産婦人科	性犯罪に相当する被害後概ね6か月以内の者	検査料及び処置料、緊急避妊処置料、人工妊娠中絶手術料、薬剤料									
精神科	性犯罪に相当する被害後概ね2年以内であり、精神科に通院中でない者	検査料、通院精神療法費、薬剤料 ※ 初回から3回分まで									
備考	夜間等緊急の場合を除き、あらかじめ受診前に上記相談窓口にご相談し、医療機関の確認等を行ってください。										

3 住居に関する施策

支援項目	3-(1) 県営住宅優先入居制度 (DV被害者、犯罪被害者等)																																		
実施主体	(一財) 岩手県建築住宅センター 〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-7-1 いわて県民情報交流センター (アイーナ) 2F TEL 019-623-4414 FAX 019-651-1588 E-mail ikjc@sweet.ocn.ne.jp																																		
県の関係課等	県土整備部建築住宅課住宅管理担当 TEL 019-629-5931 FAX 019-651-4160																																		
支援内容	<p>1 支援の概要 DV被害者、犯罪被害者等で、従前の住宅に居住することが困難になった者が、県営住宅への入居を希望する場合には、優先入居枠の住宅で抽選を行い、この抽選でもれた者については、一般入居枠の住宅で再度抽選することができます。</p> <p>2 支援の対象者 県営住宅への入居資格を有するDV被害者、犯罪被害者等</p> <p>(1) 配偶者からの暴力の被害者</p> <p>① 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>② 配偶者暴力防止法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しない者</p> <p>(2) 犯罪被害者等 (現在の住宅への継続入居が困難になったことが、客観的に証明されること)</p> <p>① 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等により収入が減少したこと</p> <p>② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたこと</p> <p>3 手続 入居を希望される場合には、下記へお問い合わせください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>TEL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡地区</td> <td>盛岡広域振興局土木部</td> <td>019-629-6632</td> </tr> <tr> <td>花巻地区</td> <td>県南広域振興局土木部 花巻土木センター</td> <td>0198-22-4971</td> </tr> <tr> <td>北上地区</td> <td>県南広域振興局土木部 北上土木センター</td> <td>0197-65-2738</td> </tr> <tr> <td>奥州地区</td> <td>県南広域振興局土木部</td> <td>0197-22-2881</td> </tr> <tr> <td>一関地区</td> <td>県南広域振興局土木部 一関土木センター</td> <td>0191-26-1418</td> </tr> <tr> <td>千厩地区</td> <td>県南広域振興局土木部 千厩土木センター</td> <td>0191-52-4971</td> </tr> <tr> <td>大船渡地区</td> <td>沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター</td> <td>0192-27-9919</td> </tr> <tr> <td>釜石地区</td> <td>沿岸広域振興局土木部</td> <td>0193-25-2708</td> </tr> <tr> <td>宮古地区</td> <td>沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター</td> <td>0193-64-2221</td> </tr> <tr> <td>二戸地区</td> <td>県北広域振興局土木部 二戸土木センター</td> <td>0195-23-9209</td> </tr> </tbody> </table>			名称	TEL	盛岡地区	盛岡広域振興局土木部	019-629-6632	花巻地区	県南広域振興局土木部 花巻土木センター	0198-22-4971	北上地区	県南広域振興局土木部 北上土木センター	0197-65-2738	奥州地区	県南広域振興局土木部	0197-22-2881	一関地区	県南広域振興局土木部 一関土木センター	0191-26-1418	千厩地区	県南広域振興局土木部 千厩土木センター	0191-52-4971	大船渡地区	沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	0192-27-9919	釜石地区	沿岸広域振興局土木部	0193-25-2708	宮古地区	沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター	0193-64-2221	二戸地区	県北広域振興局土木部 二戸土木センター	0195-23-9209
	名称	TEL																																	
盛岡地区	盛岡広域振興局土木部	019-629-6632																																	
花巻地区	県南広域振興局土木部 花巻土木センター	0198-22-4971																																	
北上地区	県南広域振興局土木部 北上土木センター	0197-65-2738																																	
奥州地区	県南広域振興局土木部	0197-22-2881																																	
一関地区	県南広域振興局土木部 一関土木センター	0191-26-1418																																	
千厩地区	県南広域振興局土木部 千厩土木センター	0191-52-4971																																	
大船渡地区	沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	0192-27-9919																																	
釜石地区	沿岸広域振興局土木部	0193-25-2708																																	
宮古地区	沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター	0193-64-2221																																	
二戸地区	県北広域振興局土木部 二戸土木センター	0195-23-9209																																	

支援項目	3-(2) 犯罪被害者等の一時保護施設借上げに要する経費の公費負担制度
実施主体	県警察本部 〒020-8540 盛岡市内丸8-10 TEL 019-653-0110 (代表) 警務部県民課 被害者支援室 内線2202～2204
県の関係課等	各警察署
支援内容	<p>1 支援の概要</p> <p>犯罪被害者等は、犯罪被害後に加害者から再び危害を加えられるのではないかとの恐怖感や不安感を抱くことがあり、特に、自宅が被害現場となった場合や加害者が未検挙のため、再び犯罪被害を受けるおそれのある場合には、従前の住居に居住することが困難となる場合があります。そのため、一時的に安全な場所を確保するための経費について、公費による負担を行っています。</p> <p>2 支援の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察において、再び被害を受けるおそれが高いと指定を受けたとき ・自宅が犯罪被害の現場となり、物理的に居住が困難な状況となったとき <p>※ 詳しくは、管轄する警察署にお問い合わせください。</p> <p>3 公費による負担の範囲</p> <p>(1) 犯罪被害者等を、一時保護施設として旅館・ホテルに宿泊させる場合の経費（サービス料は含むが、食事代は含まない。） 一人1泊 6,000円（子供は半額）を限度</p> <p>(2) 借上期間は、原則として10日間</p>

支援項目	3-(3)-① 一時保護制度（婦人保護）																												
実施主体	県福祉総合相談センター 児童女性部 〒020-0015 盛岡市本町通3-19-1 TEL 019-629-9610																												
県の関係課等	<p>保健福祉部子ども子育て支援室 子ども家庭担当 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 TEL 019-629-5457 FAX 019-629-5464 配偶者暴力相談支援センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>センター名</th> <th>TEL</th> <th>相談時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">岩手県福祉総合相談センター</td> <td>019-629-9610</td> <td>月～金9:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>019-652-4152</td> <td>夜間 17:45～21:40</td> </tr> <tr> <td>019-652-4152</td> <td>土日祝9:00～21:40</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター</td> <td>019-606-1762</td> <td>水・木・土・日・祝 9:00～16:00 ※火・金 13:00～20:00 ※祝日にあたる火・金はお休み</td> </tr> <tr> <td>盛岡広域振興局保健福祉環境部</td> <td>019-629-6576</td> <td>月～金8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td>県南広域振興局保健福祉環境部（奥州）</td> <td>0197-22-2862</td> <td>月～金8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td>県南広域振興局花巻保健福祉環境センター</td> <td>0198-22-4921</td> <td>月～金8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td>県南広域振興局一関保健福祉環境センター</td> <td>0191-26-1415</td> <td>月～金8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td>沿岸広域振興局保健福祉環境部（釜石）</td> <td>0193-25-2713</td> <td>月～金8:30～17:00</td> </tr> </tbody> </table>	センター名	TEL	相談時間	岩手県福祉総合相談センター	019-629-9610	月～金9:00～16:00	019-652-4152	夜間 17:45～21:40	019-652-4152	土日祝9:00～21:40	男女共同参画センター	019-606-1762	水・木・土・日・祝 9:00～16:00 ※火・金 13:00～20:00 ※祝日にあたる火・金はお休み	盛岡広域振興局保健福祉環境部	019-629-6576	月～金8:30～17:00	県南広域振興局保健福祉環境部（奥州）	0197-22-2862	月～金8:30～17:00	県南広域振興局花巻保健福祉環境センター	0198-22-4921	月～金8:30～17:00	県南広域振興局一関保健福祉環境センター	0191-26-1415	月～金8:30～17:00	沿岸広域振興局保健福祉環境部（釜石）	0193-25-2713	月～金8:30～17:00
センター名	TEL	相談時間																											
岩手県福祉総合相談センター	019-629-9610	月～金9:00～16:00																											
	019-652-4152	夜間 17:45～21:40																											
	019-652-4152	土日祝9:00～21:40																											
男女共同参画センター	019-606-1762	水・木・土・日・祝 9:00～16:00 ※火・金 13:00～20:00 ※祝日にあたる火・金はお休み																											
盛岡広域振興局保健福祉環境部	019-629-6576	月～金8:30～17:00																											
県南広域振興局保健福祉環境部（奥州）	0197-22-2862	月～金8:30～17:00																											
県南広域振興局花巻保健福祉環境センター	0198-22-4921	月～金8:30～17:00																											
県南広域振興局一関保健福祉環境センター	0191-26-1415	月～金8:30～17:00																											
沿岸広域振興局保健福祉環境部（釜石）	0193-25-2713	月～金8:30～17:00																											

	沿岸広域振興局 大船渡保健福祉環境センター	0192-27-9913	月～金8:30～17:00
	沿岸広域振興局 宮古保健福祉環境センター	0193-64-2213	月～金8:30～17:00
	県北広域振興局 保健福祉環境部（久慈）	0194-53-4982	月～金8:30～17:00
	県北広域振興局 二戸保健福祉環境センター	0195-23-9217	月～金8:30～17:00

支援内容	<p>1 支援の概要</p> <p>要保護女子や配偶者からの暴力被害女性の保護について、緊急な保護が必要な場合の一時保護を行っています。また、被害者の同伴者（子ども等）の一時保護を行います。配偶者暴力防止法に基づく配偶者からの暴力については、身体的暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動をいうとともに、離婚後に元配偶者から引き続き受けるこれらの暴力や言動も含まれます。</p> <p>2 手続</p> <p>直接来所されるか、電話による相談を通じて行います。</p>
------	---

支援項目	3 - (3) - ② 一時保護制度（児童の保護）
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>県央・県北地域地区（下記地区以外）</u> 岩手県福祉総合相談センター 児童女性部 〒020-0015 盛岡市本町通3-19-1 TEL 019-629-9604 ○ <u>県南地域（胆江、両磐、気仙地区）</u> 岩手県一関児童相談所 〒021-0027 一関市竹山町5-28 TEL 0191-21-0560 FAX 0191-21-0561 ○ <u>沿岸地域（宮古、釜石地区）</u> 岩手県宮古児童相談所 〒027-0075 宮古市和見町9-29 TEL 0193-62-4059 FAX 0193-62-4054
県の関係課等	保健福祉部子ども子育て支援室 子ども家庭担当 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 TEL 019-629-5457 FAX 019-629-5464
支援内容	<p>1 支援の概要</p> <p>(1) 相談 児童虐待、児童の養育・発達、非行などに関する相談に応じ、必要に応じて調査、検査等を行います。 相談については、各市町村でも対応しています。</p> <p>(2) 一時保護 安全確保が必要な児童、家庭での養育が困難な児童、調査・判定が必要な児童等について一時保護を行います。 一時保護の期間は相談内容や児童・家庭の状況によって異なります。</p> <p>(3) 里親・施設の利用 一時保護実施後も保護的な支援が必要な場合や専門的な療育等が必要な場合には里親家庭や施設での養育を検討します。 期間は相談内容や児童・家庭の状況によって異なります。所得に応じて費用負担があります。</p> <p>2 手続 来所、訪問、電話等により相談を行います。 平日日中（8:30～17:15）の対応が基本となりますが、24時間電話受付をするとともに必要に応じて、休日・夜間も対応しています。</p>
備考	犯罪被害を含め、望まない妊娠をされた女性の支援においては、産まれた子どもの引取り（養子縁組）について斡旋している民間団体もありますので、上記に加え、情報提供等についてご配慮ください。

4 教育に関する施策

施策名	4-(1) スクールソーシャルワーカーの配置			
実施主体	県教育委員会事務局 学校調整課 生徒指導担当 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 TEL 019-629-6145 FAX 019-629-6144			
県の関係課等	県教育委員会事務局 学校調整課 各教育事務所	名称	住所	TEL
		盛岡教育事務所	〒020-0023 盛岡市内丸11-1	019-629-6745
		中部教育事務所	〒025-0075 花巻市花城町1-41	0198-22-4981
		県南教育事務所	〒021-8504 一関市竹山町7-5	0191-26-1419
		沿岸南部教育事務所	〒022-8502 大船渡市猪川町前田6-1	0192-27-9910
		宮古教育事務所	〒027-0072 宮古市五月町1-20	0193-64-2222
		県北教育事務所	〒028-8042 久慈市八日町1-1	0194-53-4991
	支援内容	<p>1 支援の概要 生徒指導上の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行います。</p> <p>2 支援の内容 (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援 (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談、情報提供 (5) 教職員等への研修活動</p> <p>3 スクールソーシャルワーカーの配置（令和2年度） 教育事務所6箇所を18人を配置（令和2年度） なお、市町村教育委員会の要望に応じて、各学校を定期的に訪問しています。</p>		

支援項目	4-(2) スクールカウンセラーの配置		
実施主体	県教育委員会事務局 学校調整課 生徒指導担当 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 TEL 019-629-6145 FAX 019-629-6144		
県の関係課等	県教育委員会事務局 学校調整課 各教育事務所		
支援内容	<p>1 支援の概要 生徒や保護者の臨床心理に対して、専門的な知識・経験を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置し、児童、生徒の悩みや不安に対応するとともに、教職員や保護者への助言・指導を行うことで、学校におけるカウンセリング機能を高めるものです。</p> <p>2 支援の内容 (1) 児童、生徒へのカウンセリング (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者への助言、援助 (3) カウンセリングに関する情報の収集及び提供 (4) その他児童生徒のカウンセリングに関し所属長が必要と認めるもの</p> <p>3 スクールカウンセラーの配置（令和2年度） (1) 配置校 小学校90校、中学校129校、高等学校60校 (2) 配置形態 年32回配置、年16回配置 (3) 配置時間 6時間、4時間</p>		

支援内容	4 巡回型カウンセラーの配置（令和2年度）
	(1) 配置人数 沿岸南部教育事務所 6名 宮古教育事務所 3名 県北教育事務所 2名 (2) 配置形態及び時間等 週35時間勤務であり、各教育事務所の計画により軽重をつけた配置としている。

5 再被害防止に関する施策

支援項目	5－(1) 再被害防止対策
実施主体	県警察本部 〒020-8540 盛岡市内丸8-10 TEL 019-653-0110（代表） 警務部県民課被害者支援室 内線2202～2204
県の関係課等	各警察署警務課被害者支援係
支援内容	<p>1 支援の概要</p> <p>被害に遭われた方は、犯人やその関係者から再び危害を加えられないかという不安を持つことがあります。特に、組織的（暴力団等）背景のある事件では、そのような心配から被害の届出を躊躇し、泣き寝入りケースも見受けられます。</p> <p>このようなことを防ぎ、安心して生活できるよう、警察では、「再被害防止要綱」を策定し、継続的に再被害防止対策を講じる必要のある方を「再被害防止対象者」に指定し、対策を講じています。</p> <p>2 支援の内容</p> <p>(1) 再被害防止対象者への連絡体制の確立 (2) 自主警戒等の防犯指導、非常時の通報要領 (3) 必要に応じて自宅、勤務先、学校等の重点パトロール (4) 加害者の動向把握 (5) 必要に応じ、加害者への指導警告</p>

支援項目	5－(2) 指定被害者支援要員制度
実施主体	県警察本部 〒020-8540 盛岡市内丸8-10 TEL 019-653-0110（代表） 警務部県民課被害者支援室 内線2202～2204
県の関係課等	各警察署警務課被害者支援係
支援内容	<p>1 支援の概要</p> <p>殺人、性犯罪、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、交通死亡事故など、被害者の方々に対する支援が必要と認められる事件が発生した時には、被害者の方々への付添いや相談、要望への対応など、捜査員とは別に各種支援活動を担当する「指定被害者支援要員」が配置されます。</p> <p>2 支援の対象事件</p> <p>事件の軽重、性質及び社会的反響並びに被害者及び被疑者の境遇等から判断して、組織的な支援活動が必要であると認められる事件 （殺人、傷害、性犯罪等の身体犯、交通死亡事故、ひき逃げ事件など）</p> <p>3 活動内容</p> <p>(1) 事情聴取や実況見分など捜査への付添い、捜査状況の説明 (2) 病院の手配、付添い (3) 再被害防止に対する助言 (4) 要望の把握、相談等への対応 (5) 民間支援団体、カウンセラー等の支援に係る情報の提供、紹介</p>

備考	<p>盛岡地方検察庁における「被害者支援員制度」</p> <p>被害者やご遺族の方々の負担や不安をできるだけ和らげるため、犯罪被害者等への支援にたずさわる「被害者支援員」を配置しています。 刑事手続に関する各種相談や、法廷への案内・付添いなどの支援活動を行います。</p> <p>担当：盛岡地方検察庁 〒020-0023 盛岡市内丸8-20 TEL 019-622-6195 被害者ホットライン TEL/FAX 019-622-6236 相談時間 月～金 9：00～17：00（土日祝日、年末年始を除く。） ※ 夜間、休日でも伝言やファクシミリでのご利用が可能です。</p>
----	---

支援項目	5－(3) 被害者連絡制度
実施主体	<p>県警察本部 〒020-8540 盛岡市内丸8-10 TEL 019-653-0110（代表） 警察本部県民課被害者支援室 内線2202～2204</p>
県の関係課等	各警察署警務課被害者支援係
支援内容	<p>1 支援の概要 刑事手続、犯罪被害者等のための各種制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、連絡を行います。</p> <p>2 対象となる事件等 (1)殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族 (2)ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事件の被害者又はその遺族</p> <p>3 連絡する事項 (1)刑事手続及び犯罪被害者のための制度 被害者の方々から事情聴取を行った捜査員が、刑事手続及び犯罪被害者等の制度について、連絡します。 (2)犯人の検挙状況 犯人を検挙した場合には、捜査に支障のない範囲内で犯人の検挙、氏名等について連絡します。犯人が少年の場合には、少年の健全育成を害すると認められる場合には、保護者の氏名を連絡します。 (3)逮捕された犯人の処分状況 事件を送致した検察庁、起訴・不起訴の処分結果、公訴を提起した裁判所等に付いて、連絡します。</p>
備考	<p>盛岡地方検察庁における「被害者等通知制度」 被害者その他の刑事事件関係者に対し、事件の処分結果、刑事裁判の結果などをお知らせします。</p> <p>1 対象者 (1)被害者、その親族または内縁関係にある方など親族に準ずる方 (2)目撃者など参考人の方</p> <p>2 通知内容 (1)事件の処分結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所送致等） (2)刑事裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日、裁判結果など ※ 詳しくは担当の検察官や被害者支援員にお問い合わせください。 担当：盛岡地方検察庁（5－(2) 指定被害者支援要員制度 と同じ）</p>

6 その他の施策

支援項目	6-(1) 犯罪被害者等の自助グループへの参加
実施主体	(公社) いわて被害者支援センター 〒020-0021 盛岡市中央通三丁目10-2 岩手県立県民生活センター2F TEL 019-621-3751 (相談専用) FAX 019-613-3754 事務局019-621-3750 URL http://www.iwate-vsc.jp (ホームページ) メール相談 (24時間受付) ホームページの相談専用フォームからご相談ください。
県の関係課等	警察本部警務部県民課被害者支援室 TEL 019-653-0110 (代表) 内線2202, 2203 各警察署警務課 被害者支援係
支援内容	1 自助グループの概要 自助グループでは、事件・事故に遭われた被害者やご遺族が、お互いの気持ちや体験を語り合い、情報交換や相互の支援傾聴を行っています。 被害者やご遺族の中には、「同じような事件の被害者(遺族)に話を聞いてもらいたい」、「同じ立場の方からの意見やアドバイスを聞きたい」といった要望を持たれる場合があります。同じような経験をされた方々が、悲しさ、苦しさ、怒りなどのご自分の想いを分かち合い、支え合うことを通じて、本来の生きる力を取り戻していく方法の一つとして、自助グループが運営されています。 2 設置されている自助グループ 現在、(公社)いわて被害者支援センターでは、交通事故被害者ご遺族の自助グループが運営されています。
備考	偶数月の第4日曜日開催

支援項目	6-(2) (公財) 犯罪被害救援基金
実施主体	(公財) 犯罪被害救援基金 〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目3番6号平河町共済ビル内 TEL 03-5226-1020(一般)、03-5226-1021(相談コーナー) FAX 03-5226-1023 URL http://www.koueki.jp/disclosure/ha/hanzai_higai/
県の関係課等	県警察本部警務部県民課被害者支援室 各警察署警務課被害者支援係
支援内容	1 支援の概要 (1) 学生、生徒及び児童に対する奨学金又は学用品費の給与 (2) 学生、生徒及び児童の生活の指導及び相談 (3) 機関誌「ふれあい」の発行 ※ この奨学金は、貸与ではなく給与のため、返済の必要がありません。 2 支援の対象者 (1) 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子・孫・弟妹等 (2) 犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子・孫・弟妹等 (3) 幼稚園・保育所(3歳以上の幼児)、小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、高等専門学校、特別支援学校、専修学校の専門課程又は高等課程若しくは諸外国の大学、大学院に留学し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支弁が困難であると認められる子・孫・弟妹等 3 支援の概要 (1) 奨学金の給与月額 ・幼稚園児等(3歳以上) 10,000円 ・小学生 10,000円 ・中学生 12,000円

支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生 国公立17,000円、私立25,000円 ・大学生等 国公立30,000円、私立35,000円 ・諸外国の大学・大学院 指定都市100,000円 甲地方60,000円、乙地方50,000円、丙地方40,000円 <p>(2) 奨学（入学）一時金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園児等（3歳以上）50,000円 ・小学生 80,000円 ・中学生 50,000円 ・高校生 50,000円 ・大学生等 20,000円 ・諸外国の大学・大学院 300,000円 <p>4 手続 各警察署の担当課を通じて、申請手続を行います。</p>
備考	<p>【除外される方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令第6条の規定により犯罪被害者等給付金の全部を支給されない方及び国外犯罪被害者弔慰金等を支給されない方。 ・犯罪行為が行われた時に、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住居を有しない方。

支援項目	6-(3) 日本財団 まごころ奨学金
実施主体	日本財団 まごころ奨学金係 〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2 TEL 03-6229-5111（平日9:00～17:00） FAX 03-6229-5160 E-mail magokoro@ps.nippon-foundation.or.jp URL http://nf-yoho.com/
県の関係課等	県警察本部警務部県民課被害者支援室 各警察署警務課被害者支援係
支援内容	<p>1 奨学金の概要 振り込み詐欺救済法に基づく預保納付金を用いた、犯罪被害者の子弟の方を対象にした奨学金です。 他の奨学金との併用も可能です。</p> <p>2 支援の対象者 保護者または本人が、犯罪に遭遇し、学資の支弁が困難になった家庭の子どもで、高校、専修学校（専門課程・高等課程）、特別支援学校高等部、高等専門学校、短大、大学、大学院に在学しているか、進学を予定している方。</p> <p>3 奨学金の金額 奨学金給付金額は、決められた上限額の範囲内で自由に設定できます。また、毎月の学資のほかに、入学一時金の給付も受けられます。</p> <p>(1) 大学院に在学する学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額 50,000円 ・入学一時金 300,000円 <p>(2) 大学、高等専門学校4年以上の学年又は専修学校専門課程に在学する学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額 50,000円 ・入学一時金 300,000円 <p>(3) 高等学校、高等専門学校3年以下の学年又は専修学校高等課程に在学する学生、特別支援学校高等部に在学する学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立・公立への月額 17,000円 ・私立への月額 25,000円 ・国立・公立への入学一時金 50,000円 ・私立への入学一時金 50,000円 <p>4 手続 申請に必要な書類を用意したら、直接、日本財団まごころ奨学金係に送付して、申請手続を行います。</p>

施策名	6－(4) 電話相談とインターネット相談
実施主体	社会福祉法人 盛岡いのちの電話 〒020-8691 盛岡中央郵便局私書箱69号 TEL 0196-52-4162
支援内容	<p>【電話相談】 1 盛岡いのちの電話 TEL 019-654-7575 毎日12：00～21：00（日曜日は18：00まで） 365日毎日受け付けています。</p> <p>2 自殺予防いのちの電話 TEL 0120-783-556 無料のフリーダイヤルで、毎月10日、24時間で受け付けています。</p> <p>【インターネット相談】 一般社団法人日本いのちの電話連盟のホームページで登録し、インターネットで相談文を送る。 （盛岡いのちの電話ホームページの「ネット相談」からも入れます。）</p>

施策名	6－(5)－① 意見等聴取制度
実施主体	各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置されている地方更生保護委員会
支援内容	<p>(1) 内容 被害者等が、加害者の刑務所からの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを審理する地方更生保護委員会に対して、加害者の仮釈放・仮退院に関する意見や被害についての気持ちを述べることができます。 保護観察所では、意見や気持ちを述べるに当たり、助言等の支援を行います。</p> <p>(2) 利用できる方 ①被害者 ②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされていたりする場合は、配偶者、直系親族（被害者の親や子など）又は兄弟姉妹</p> <p>(3) 申出先 加害者が収容されている刑務所・少年院に対応する地方更生保護委員会又は被害者等が居住する地域の保護観察所（ただし、意見等を聴取するのは、地方更生保護委員会のみ）</p>
備考1	<p>意見等聴取制度の利用は、意見や気持ちなどを記載した書面の提出で行うことも可能ですが、より感銘力のある意見や正確な気持ちを把握するためにも、担当者が面談し、直接聴取させていただくことを勧めています。</p> <p>なお、制度の利用のために地方更生保護委員会や保護観察所までお越しいただく場合は、所定の交通費をお支払いすることができます。詳しくは、盛岡保護観察所にお問い合わせください。</p>
備考2	意見等聴取制度が利用できる期間は加害者の仮釈放・仮退院の審理を行っている期間となります。

施策名	6－(5)－② 心情等伝達制度
実施主体	各地方裁判所の管轄地域ごとに全国50か所に設置されている保護観察所
支援内容	<p>(1) 内容 被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を聴き、これを保護観察中の加害者に伝えます。</p> <p>(2) 利用できる方 ①被害者 ②被害者の法定代理人（親権者など） ③被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされていたりする場合は、配偶者、直系親族（被害者の親や子など）又は兄弟姉妹</p> <p>(3) 申出先 加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等が居住する地域の保護観察所</p>
備考1	<p>心情等伝達制度の利用は、意見や気持ちなどを記載した書面の提出で行うことも可能ですが、より感銘力のある意見や正確な気持ちを把握するためにも、担当者が面談し、直接聴取させていただくことを勧めています。</p> <p>なお、制度の利用のために地方更生保護委員会や保護観察所までお越しいただく場合は、所定の交通費をお支払いすることができます。詳しくは、盛岡保護観察所にお問い合わせください。</p>
備考2	心情等伝達制度が利用できる期間は加害者が保護観察を受けている期間となります。

施策名	6－(5)－③ 被害者等通知制度
実施主体	各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置されている地方更生保護委員会及び各地方裁判所の管轄地域ごとに全国50か所に設置されている保護観察所
支援内容	<p>(1) 内容 ①加害者が刑務所、少年院に収容されている場合 被害者等に対し、加害者の刑務所からの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを審理する地方更生保護委員会から、審理の開始やその結果に関する事項について通知を行います。 ②加害者が保護観察中である場合 被害者等に対し、加害者の保護観察を実施している保護観察所から、保護観察中の加害者の処遇状況に関する事項について通知を行います。</p> <p>(2) 利用できる方 ①加害者が刑事処分になった場合 ・被害者 ・被害者の親族又はこれに準ずる者（親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方など） ・被害者又は被害者の親族又はこれに準ずる者の弁護士である代理人 ②加害者が保護処分になった場合 ・被害者 ・被害者の法定代理人（親権者など） ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされていたりする場合は、配偶者、直系親族（被害者の親や子など）又は兄弟姉妹 ・「被害者や被害者の法定代理人、被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされていたりする場合は、配偶者、直系親族又は兄弟姉妹」から委託を受けた弁護士</p> <p>(3) 申出先 ①加害者が刑事処分になった場合 加害者に対し有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁</p>

支援内容	②加害者が保護処分になった場合 加害者が保護観察処分の場合は被害者等が居住する地域の保護観察所、少年院送致の場合は最寄りの少年鑑別所
備考	検察庁や刑務所・少年院による処遇状況等通知と一連の制度となります。

施策名	6－(5)－④ 相談・支援
実施主体	各地方裁判所の管轄地域ごとに全国50か所に設置されている保護観察所
支援内容	<p>(1) 内容 被害者等の悩みや不安を丁寧に聴き、負担が軽くなるように相談に応じたり、上記の各制度の詳しい説明や他の機関や団体が行う支援制度を紹介し、その円滑な利用を支援したりします。</p> <p>(2) 利用できる方 ①被害者 ②被害者の親族及びこれに準ずるもの</p> <p>(3) 申出先 被害者等が居住する地域の保護観察所</p>

施策名	6－(6) 犯罪被害者法律援助
実施主体	日本弁護士連合会（連絡先は岩手弁護士会） 〒020-0022 盛岡市大通一丁目2番1号 岩手県産業会館本館2階 TEL 019-651-5095 FAX 019-623-5034
支援内容	<p>1 支援の概要 犯罪被害者又は遺族が、下記活動を依頼した弁護士に対する費用を援助する。</p> <p>ア 被害届提出 イ 告訴・告発 ウ 事情聴取同行 エ 検察審査会申立て、手続説明、同行、補助 オ 法廷傍聴付添い（傍聴席の確保、付添いや刑事訴訟手続に関する説明、被害者への証人尋問の際の付添い、意見陳述の際の付添い等）又は少年審判傍聴付添い カ 少年審判状況説明聴取 キ 修復的司法の一環としての加害者側との対話、仲介 ク 刑事手続における和解の交渉 （刑事手続に付随する示談交渉を含む） ケ 犯罪被害者等給付金申請 コ 報道機関への積極的な対応・折衝 （取材の整理やコメント作成の補助等） サ その他DV事件でのシェルターへの保護やストーカー事件における申告など犯罪被害者支援のために必要な活動</p> <p>2 支援対象 生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた者又はその親族若しくは遺族が対象者です。 窃盗、詐欺などの財産犯の被害者は対象となりません。 申込者の現金、預金及び貯金その他の流動資産の合計から、当該犯罪行為を原因として1年以内に支出することになる費用の額を差し引いた額が300万円以下であること。</p>
備考	費用負担：援助した報酬、費用については、場合により受任弁護士の意見を尊重して本人に負担を求める場合もあります。

施策名	6-(7)-① 岩手県男女共同参画センター LGBT相談
実施主体	岩手県男女共同参画センター 〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号 TEL 019-606-1761 FAX 019-606-1765 【LGBT相談】019-601-6891
県の関係課等	岩手県環境生活部若者女性協働推進室
支援内容	性指向や性別の違和感などで悩んでいる方や、そのご家族、パートナーや支援者を対象に、専門相談員による相談対応を行っております。
備考	特定の病院や民間支援機関の紹介は行っていません。

施策名	6-(7)-② 岩手県男女共同参画センター 男性相談
実施主体	岩手県男女共同参画センター 〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号 TEL 019-606-1761 FAX 019-606-1765 【男性相談】019-606-1762
県の関係課等	岩手県環境生活部若者女性協働推進室
支援内容	男性が相談できる公的相談窓口が少ないことから、男性を対象とした相談窓口を設けております。 社会福祉士、キャリアカウンセラーなどの資格を有した男性相談員が、男性特有の悩みや様々な困り事の相談対応を行っております。
備考	特定の病院や民間支援機関の紹介は行っていません。

施策名	6-(7)-③ 岩手県男女共同参画センター 女性のための就労支援相談
実施主体	岩手県男女共同参画センター 〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号 TEL 019-606-1761 FAX 019-606-1765 【女性のための就労支援相談】019-601-6891
県の関係課等	岩手県環境生活部若者女性協働推進室
支援内容	女性活躍推進法第18条に基づき、女性の就業中または就業を希望する中で生じる様々な悩みに対して、相談支援を行っております。
備考	あっせん等の職業紹介は行っていません。

《付録様式①》

犯罪被害者相談依頼票

被害のこと、援助してもらいたいことは、次のとおりです。

内容	被害の日	年 月 日
	被害の種類	<input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他()
	被害者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族・遺族 <input type="checkbox"/> その他()
	被害の場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他()
	その他	被害についてお話ししたいことがあればご自由にお書きください。

要望	<input type="checkbox"/> 総合的に相談したい			
	<input type="checkbox"/> 医療の相談	<input type="checkbox"/> 精神的なケア	<input type="checkbox"/> 就職の相談	<input type="checkbox"/> 住まいの相談
	<input type="checkbox"/> 経済的なこと	<input type="checkbox"/> 子育て相談	<input type="checkbox"/> 福祉関係の相談	<input type="checkbox"/> マスコミ対応
	<input type="checkbox"/> 捜査・刑事裁判などのこと	<input type="checkbox"/> 損害賠償などの相談	<input type="checkbox"/> 加害者のこと 情報提供など	
	<input type="checkbox"/> その他			
	特記事項(相談にあたって配慮してほしいことなど)			

(裏 面)

※ この書面は、犯罪の被害にあった方やその家族が、被害について言い出しにくい時に、その負担を少しでも軽くするためのものです。

詳しい事情の説明などは必要ですが、この書面を支援の窓口で示すことにより、少なくとも、あなたが、犯罪の被害にあった人、又はその家族であることを伝えることができ、対応者の配慮を期待できます。

※ この「犯罪被害者相談依頼票」は、犯罪の被害者やその家族が、ご本人の意志で記入し、ご自分で管理、携行するものであって、機関・団体において、この書面を受け取り、管理するものではありません。

担当者がこの書面を確認した後は、必ず返還を求め、ご自分で管理してください。

《付録様式②》

関係機関連絡票

※ この書面は、支援機関相互のスムーズな情報伝達を目的としたものです。秘密保持のため、氏名等の個人情報は記載せず、相手担当者に直接電話連絡してください。また、本票の伝達はファックス送信のみとしてください。

受理年月日	令和 年 月 日
相談者について <small>※氏名・住所などは記載せず、電話連絡すること</small>	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族（続柄 _____） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
犯罪等被害の概要 <small>※犯罪被害者等からの申告を基に記載</small>	被害発生日： 年 月 日
	被害発生場所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
	被害の種類： <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
警察連絡の有無	<input type="checkbox"/> 連絡済み <input type="checkbox"/> 連絡せず（ <input type="checkbox"/> 連絡を拒否している <input type="checkbox"/> 連絡不要と判断） <input type="checkbox"/> 相談者において既に連絡済み <input type="checkbox"/> 後日相談者から連絡予定
当該被害による 心身の状態	通院の有無： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	通院状況： <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終了、 後遺障がい： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 具体的状況（傷害や後遺障がいの程度）：
犯罪被害者等の要望 <small>※犯罪被害者等からの申告を基に記載</small>	
自機関・団体で実施した支援の内容	
これまで受けた 支援について	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	相談日： 年 月 ころ、相談機関・団体名： 受けた支援の内容：
紹介先（相手方） 機関・担当者等	機関・部署名 _____ Tel _____ Fax _____（担当者： _____）
備考	

送信時チェック欄	<input type="checkbox"/> 記載内容確認は正確か。 <input type="checkbox"/> 相談者から同意を得たか。 <input type="checkbox"/> 事前連絡をしたか。 <input type="checkbox"/> 相手方のファックス番号は正確か。 <input type="checkbox"/> 送信確認は良好か。
ファックス送信日	令和 年 月 日 時 分 送信
担当者 記載者	機関・部署名 _____ [担当者： _____] [記載者： _____]

※ 犯罪被害者等の要望、相手先の支援種別などを踏まえて、不要な項目の記載はすることなく、必要な項目のみを記載してください。